

最良執行方針

(平成 25 年 2 月現在)

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

この最良執行方針は、当社が金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている金融商品取引の委託注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる金融商品

東京証券取引所（以下「東証」といいます）に上場されている株式・ETF・REIT 等を含む有価証券（以下「東証上場株券等」といいます）のうち当社が取扱う銘柄、および国内金融商品取引所に上場されている株式・ETF 等のうちチャイエックス・ジャパン株式会社（以下「Chi-X」といいます）の運営する私設市場（以下「PTS」といいます）で取扱っている株式等の有価証券も対象となります。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し、以下の方法により執行します。

（1）東証上場株券等であって、PTS での取扱いのないものについて

お客様から受託した注文は、速やかに東京証券取引所で執行します。立会時間中に執行を委託された注文であり、かつ東京証券取引所の売買立会時間外に受注した委託注文は、東京証券取引所における売買立会が開始された後に、東京証券取引所にて執行します。

（2）東証上場株券等であって、かつ PTS での取扱いがあるものについて

東証上場株券等であって、かつ PTS での取扱いがある株式等について、当社では、流動性、約定可能性、取引スピードを基準として、東京証券取引所を主市場に選定します。

東証上場株券等であって、かつ PTS での取扱いがある株式等の執行にあたり、当社では、最良執行の方法として、一定の時間において IB Smart Routing（以下、「IB Smart」といいます。）を使用します。

IB Smart とは、お客様により執行方法を IB Smart と選択された注文を受注した場合、東京証券取引所と PTS との間の当該銘柄の価格、流動性、約定可能性、取引スピードの差異を比較し、当社がシステム上で最良の執行市場を自動的に判定し、お客様の注文を自動的に

に最良執行市場に回送し、執行するものです。

①東京証券取引所売買立会時間内に受注した委託注文の取扱い

(執行方法を **Smart** と選択された場合)

この場合は、**IB Smart** を使用してお客様の注文を、東京証券取引所または **PTS** いずれかの最良執行市場に回送し、執行します。

ただし、お客様の注文が回送された後、部分約定となった場合であって、かつ東京証券取引所立会時間内である場合は、再度 **IB Smart** によりお客様の注文を最良執行市場に回送します。

(執行方法を **TSE** ダイレクト又は **Chi-X** ダイレクト と選択された場合)

この場合は、**IB Smart** を使用せず、お客様が指定された市場又は **PTS** にお客様の注文を取り次ぎ、執行します。

②東京証券取引所売買立会時間外に受注した委託注文の取扱い

(執行方法を **IB Smart** と選択された場合)

この場合は、東京証券取引所売買再開後に、**IB Smart** を使用してお客様の注文を、東京証券取引所または **PTS** いずれかの最良執行市場に回送し、執行します。

ただし、お客様の注文が回送された後、部分約定となった場合であって、かつ東京証券取引所立会時間内である場合は、再度 **IB Smart** によりお客様の注文を最良執行市場に回送します。

(執行方法を **TSE** ダイレクト又は **Chi-X** ダイレクト と選択された場合)

この場合は、**IB Smart** を使用せず、東京証券取引所売買再開後又は **PTS** 売買再開後に、お客様が指定された市場又は **PTS** にお客様の注文を取り次ぎ、執行します。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 東証上場株券等であって、**PTS** での取扱いのないもの

当社は、現時点で東京証券取引所以外の国内取引所金融商品市場への注文の取次を行っていないためです。

(2) 東証上場株券等であって、かつ **PTS** での取扱いがあるもの

IB Smart により流動性、価格、約定可能性、取引スピード等で比較を行い、取次ぎ先を自動判定することで執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引、当該ご指示いただいた内容で当社が合意した執行方法
- ② 単元未満株の売却において、当社が指定する執行方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

(3) 選定した具体的な内容は、当社ホームページ（www.interactivebrokers.co.jp）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社カスタマーサービス（03-4588-9700）にお問合せ頂いたお客様には、その内容をお伝え致します。

以上